

## 意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号：102-8080

とうきょうとちよだくこうじまち  
住所：東京都千代田区麹町1-7

まるちめでいあほうそうびじねすふおーらむ  
名称：マルチメディア放送ビジネスフォーラム

すぎやま ともゆき  
代表者：杉山 知之

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書（案）」に関し、別紙の通り意見を提出します。

## 1. 実現する放送について

第4章 1 (1) マルチメディア放送の定義、項にて、

「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」等の別を問わず、～(中略)～ このため、放送しなければならない「形態等」を定める事なく、携帯端末での受信を前提として、「映像・音声・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づけることが考えられる。

という考え方に賛同します。

これにより、全国向け、地方ブロック向け、新型コミュニティ放送ともに、このマルチメディア放送の定義にて規定されることから、第2章 実現する放送 中においては、「全国向けマルチメディア放送」とともに「地方ブロック向けマルチメディア放送」という記述に統一することで整合性を取るべきと考えます。

※なお、第1章 1 (1) において、「2003年10月に地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送」とありますが、「地上デジタル音声放送の実用化試験放送」の誤記と思われます。

## 2. 技術方式の在り方について

第5章 1 (3) 国内規格の統一の要否 項にて

(注1)～(略)～ V-LOWに対応するアンテナを内蔵することは困難とされているため、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」を一つの携帯電話端末で受信できるようにすることは難しいが、～

とありますが、①V-LOWとV-HIGHの周波数差(100MHz程度)では、アンテナ内蔵の技術的課題は然程の差がなく、②内蔵アンテナは外部アンテナ(端末外側のホイップアンテナ等)に比べて10dB程度感度が落ち現時点ではV-HIGHにおいても内蔵アンテナの実現は困難であることから、この記載は客観的事実に欠けております。V-HIGHが、今後の技術開発により内蔵可能となるのと同様にV-LOWでも技術開発による内蔵化の可能性があります。また、現時点でも内蔵以外のアンテナによる受信は十分可能なため、両バンドの受信が困難との記述は不適切と考えます。従って、「注1)全体を削除いただきたく提案します。

### 3. 車載機向けサービスについて

第1章エ（エ）「携帯電話だけでなく、自動車向けにもサービスが実施出来るシステムと事業者を選択すべき」

上記の考え方に強く賛同します。事業者の比較審査の項目として「携帯電話以外の端末の実現性」というものを加えて頂きたい旨提案します。

### 4. サイマル放送について

第4章3（1）イにおいて、

ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有するもの優遇すること等も考えられる。

この考え方に強く賛同いたします。既存放送のサイマルは、周波数有効利用の観点にも反しており、また、新規参入を計画している事業者、コンテンツプロバイダを著しく阻害するものです。比較審査の項目に採用することに賛同します。

### 5. スケジュールについて

第6章 3③において、

～（略）～運用規定については、一般的には免許等を受ける者の確定後に検討が開始されるが、マルチメディア放送の早期の開始のためには、その確定前に検討を開始する事が有効である。

という項に賛同します。運用規定は ARIB の著作物ではあるものの、検討は各放送事業者団体が関連団体と共に検討するものです。当フォーラムも、放送事業者、コンテンツプロバイダ、受信機メーカー、携帯キャリア、自動車メーカー、などのベ120社が参加しており、誰でも入会出来るオープンな組織です。当フォーラムが提唱する「ISDB-Tsb 3セグメント方式」を軸とした運用規定の検討を早期に着手いたします。

### 6. ビジネスモデルについて

第2章（2）ア 有料放送・無料放送の別 において、

～（略）～マルチメディア放送については、この「無料放送」に加え、衛星放送で行われている「有料放送」や新たなビジネスモデル（略）が考えられる。

という項について、マルチメディア放送の事業性を確保するためにも新たなビジネスモデ

ルが必須であるという点で賛同いたします。この新たなビジネスモデルのなかには、有料放送やダウンロードコンテンツ課金に加え、端末課金（端末販売時の販売価格に利用料が含まれる課金モデル）も含まれることと理解いたします。

## 7. 利用者の限定について

第2章（2）イ事業規律（ア）利用者の限定 において、

～（略）～放送事業者がマルチメディア放送の提供相手を正当な理由なく特定の者に限定すること、例えば特定の携帯電話事業者の電話の利用者に限定すること（略）は、原則として好ましいことではない。

という記述がありますが、例えば VICS のような特定の機能を持つ受信機向けのサービスにおいては、対応する受信機のユーザのみがサービスを享受できます。サービス開始当初は対応受信機が限られるため、一時的に特定の端末ユーザに限定された放送のような状態が生じますが、最終的に対応端末の拡大を想定している限りにおいては、ここで言及されている「利用者の限定」に該当しないことを明確にしていきたい。

## 8. 周波数割当て及び置局計画について

①第3章 周波数の割当て／3 新たな周波数割当て方法の検討／（1）「全国向け放送」の扱い において、

認定計画制度に倣った制度の導入に賛同いたします。ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどを、民間の創意工夫に任せて提案させることは、国民のニーズを的確に反映させることになる上、技術の発展やニーズの変化などへの臨機応変な対応を可能とするものと考えます。

②第3章 周波数の割当て／3 新たな周波数割当て方法の検討／（2）「地方ブロック向け放送」の扱い において、

「地方ブロック向け放送」の区分けについては、全国向け放送と同様、国民のニーズが反映された効率的な区分けが事業採算性を加味したうえで決定されることが臨まれます。このため、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を原則とする認定計画制度の導入を強く希望します。

## 9. ハードソフト分離について

第4章 制度のあり方／2 参入規律／（1）参入の枠組み（いわゆるハードとソフト）について、

さまざまな分野のソフト事業者の参入をしやすくする意味で、ハード・ソフトの分離の考え方の導入を支持いたします。また、ハード事業者による役務の提供条件を公正で透明な

ものにすべきという考え方に強く賛同いたします。